

変更登録申請書

令和 2 年 1 2 月 1 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
住所 東京都千代田区霞が関 2-1-2
(ふりがな)
氏名 いきほうけーぶるかぶしきがいしゃ 域放ケーブル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう ゆうほう こうたるう 代表取締役社長 有放 光太郎
電話番号 03-5253-6111
登録年月日及び登録番号 平成 23 年 8 月 31 日
第 Z Z 0 9 9 9 号

放送法第 130 条第 1 項の規定により総務大臣の変更登録を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。

変更事項	業務区域（放送法第 126 条第 2 項第 4 号） 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（同項第 3 号）	
変更内容	変更前	変更後
	業務区域 東京都千代田区霞が関 1 丁目 ～ 3 丁目、港区、中央区	業務区域 東京都千代田区霞が関 1 丁目 ～ 3 丁目、港区、中央区、文 京区
一般放送の業務に用いられる電 気通信設備の概要 別紙のとおり	一般放送の業務に用いられる電 気通信設備の概要 別紙のとおり	
予定期日	令和 3 年 1 月 1 日	
変更の理由	業務区域の拡大（東京都文京区を追加）に伴うもの	

以下の書類も添付する。

- 技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できることを証する書類（当該変更に係るものに限る。）
- 再放送の同意に係る事項（当該変更に係るものに限る。）
- 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し（当該変更に係るものに限る。）
- 法第 126 条第 3 項の法第 128 条第 1 号から第 5 号までに該当しないことを誓約する書面（規則別表第三十二号）
- 事業計画書（規則別表第三十三号）（当該変更に係るものに限る。）
- 一般放送の業務を適確に遂行するに足る技術的能力があることを説明した書類（規則別表第三十四号）（当該変更により、登録（又は直前の変更登録）の申請時に提出した書類に変更が生じる場合に限る。）